

2020年7月1日

吸収分割事後開示事項

東京都港区港南二丁目16番6号
キャノンマーケティングジャパン株式会社
代表取締役社長 坂田 正弘

東京都港区港南二丁目16番6号
キャノン IT ソリューションズ株式会社
代表取締役社長 金澤 明

キャノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キャノン MJ」といいます。）は、2020年7月1日、キャノン MJ を吸収分割会社、キャノン IT ソリューションズ株式会社（以下「キャノン ITS」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、キャノン MJ の文教営業本部の事業に関する権利義務をキャノン ITS に承継しました。

本吸収分割に関する事後開示事項（会社法第 791 条および第 801 条ならびに会社法施行規則第 189 条）は、以下のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2020年7月1日

2. 吸収分割会社（キャノン MJ）における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（ア）会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

キャノン MJ は、会社法第 784 条第 2 項に基づき本吸収分割を実施したため、キャノン MJ の株主は吸収分割をやめることを請求する権利を有しませんでした。

（イ）会社法第 785 条、第 787 条および 789 条の規定による手続の経過

キャノン MJ は、会社法第 784 条第 2 項に基づき本吸収分割を実施したため、同法第 785 条第 1 項第 2 号により、同法第 785 条の規定による手続きを要しませんでした。

キャノン MJ においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に規定する新株予約権がないことから、同法第 787 条の規定による手続きを要しませんでした。

本吸収分割における債務の承継は併存的債務引受けによることから、本吸収分割後、キャノン MJ に対して債務の履行を請求することができないキャノン MJ の債権者は存在しないため、会社法第 789 条の規定による手続きを要しませんでした。

3. 吸収分割承継会社（キャノン ITS）における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（ア）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第 796 条の 2 の各号に該当するとして、本吸収分割をやめることを請求する株主はおりませんでした。

（イ）会社法第 797 条の規定による手続の経過

キャノン ITS は、キャノン MJ の完全子会社であるため、株主からの株式買取請求はありませんでした。

（ウ）会社法第 799 条の規定による手続の経過

キャノン ITS は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定により、2020 年 5 月 26 日付官報および同日付定款紙で債権者に対し異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに本吸収分割について異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収分割によりキャノン ITS がキャノン MJ から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

キャノン ITS は、キャノン MJ から本吸収分割契約書の定めに従いキャノン MJ の文教営業本部の事業に関する権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本吸収分割におけるキャノン MJ およびキャノン ITS の変更登記申請は、2020 年 7 月 13 日に行う予定です。

6. 上記のほか、本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上